



私が〈法教育〉としてやってみたいこと

～具体的な授業内容のご提案とその意義～



私がこどもの時を振り返っても、“法”といえば憲法を少し習ったことがある程度……。大人（社会人・OL）になって少しずつ世の中のあらゆるところに法律が関わっており、法律実務家（裁判官・弁護士）になってみると、様々なもめ事やトラブルに遭遇し、解決の糸口を見つけられずに困っている人たちをたくさん見てきました。

価値観が多様化し、複雑化する現代社会の中で、子どもたちが自分の力（判断）で、物事を多角的に考えたり、自分なりの意見を持ち、それを他人にいかに伝えるか……。

すべての子どもたちが、人生をハッピーに「**生き抜く力**」を身につけてほしい……。そんな思いから、この活動にずっと携わってまいりました。〈法教育〉の扉を思い切ってたたいてみませんか？キラキラした子どもたちの笑顔にきっと出会えるはずです！！

平成22年度 法務省 「法教育懸賞論文」 **優秀賞受賞**
(受賞論文はこの資料の中に入っています。)

http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00041.html

サガテレビのHP「さがっこレッスンナビ」に〈法教育〉に関する柔らか〜いコラムを私が綴っています。よかったら、ご覧下さい。

<http://www.sagacco.com/index.php>

お気軽にお問い合わせください♪

福岡エクレール法律事務所

弁護士 春田 久美子

福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル405

TEL (092) 762-1771

FAX (092) 762-1770

E-mail : info@harutakumiko-law.com



私が考える〈法教育〉とは

立場の異なる人の意見に耳を傾け、共感できる心を育み、一人ひとりの子どもたちが「幸せ」になるために。

法教育とは、“法律の専門家ではない一般の人たちが、法（ルール）や司法制度（裁判など）について、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものを見方や考え方を身に付けるための教育”と定義されています。

とは言っても、決して、難しい法律の条文を覚えたり、知識を詰め込んだりというものではありません。トラブルや困難な場面に直面しても、それを自分たちの力（判断）で乗り越えていけるよう、子どもたち自身の頭で考えること、社会には様々な価値判断がある中で、どういう具合に物事を理解し、決めていくのがベスト・ベターなのかを、こども自身の体験として味わってもらい、そんなことを目指しています。

まさに、世の中を生き抜く力を身につけてもらいたい、そんな思いから最近提唱され始めた新しい分野です。

授業を行う上で知っておいて頂きたいこと

法教育の素材は、身近にたくさんある！

- *どの科目で扱うのか？（社会・道徳・国語・総合学習・家庭 etc）
- *“みんなが嫌がる当番や係決めはどうする？”“ケータイはどうして学校に持ち込んだらいけないの？”
- *まずは、校長、教頭などの管理職の先生方から！

〈法教育〉に取り組むための色々な切り口

民主主義の担い手となるべき子どもたちを育む。
市民を育てる『シティズンシップ教育』ために

- *「キャリア教育（文部科学省）」の実践として
- *「道徳教育」の具体例として
 - “正義” “公正” “平等” のホントウの意味（サンデル教授のNHK『ハーバード白熱教室』の大ブレイク）
- *「消費者教育」の一環として
- *「NIE（Newspaper In Education）」とのコラボレーションの可能性
- *言語活動、コミュニケーションの各能力の向上のために
- *「教育力向上福岡県民運動」 - キーワードは“自尊感情” “規範意識” etc
- *保護者や地域との連携の視点

☆MENU☆

～こんな授業はいかがですか？～

1. 裁判ってなあに？（裁判や司法についての基本的な理解）
2. やってみよう！裁判員裁判（裁判員制度を理解する）
3. 弁護士ってどんな仕事をしているの？
（職業紹介 - 法律家の仕事やそこに関わる様々な職業について）
4. ルール（決まり）はどうして必要なんだろう？（Happy♥Rule を作ってみよう！）
5. 身近にある法律（憲法・民法・刑法 etc）のお話
6. 僕たち・私たちが悪いことをしたらどうなるの？（少年事件の話）
7. 契約ってなあに？（ネットをめぐるトラブルを題材に）
8. 昔（江戸時代など）は、どんな風に“裁判”が行われていたんだろう？ etc



授業の具体例

小学生のみなさんには……☆

例えば……

ルール（決まり）はどうして必要なのかな？（ルール作りを学ぶ）

さくら小学校のある日の校庭。昼休みが始まって、まっ先にサッカーゴールのある場所に走って行った1年生のAくん。

「あ～あ。今日もまたいつもの6年生のBさんたちが使ってる……。いつになったら、ぼく達、ゴールが使えるんだろう……？」

仕方なく、パスの練習だけして今日も終わってしまいました。

その様子が気になっているCさん。「どうしたらいいのかな～？」



中学生のみなさんには……☆

例えば……

契約は取り消せない？（契約について考えてみる）

きれいになりたい高校生のA子さん。休みの日は、ちょっぴりお化粧品をすると気分は女子大生…。ある日、街でイケメンのBさんに声をかけられ、誘われるままエステサロン「B」に連れていかれ、すっかりその気になってしまい、契約を結んでしまいました…。

ところが、1回目のエステの後、どういうわけか顔にブツブツができ、自慢のお肌は、真っ赤に腫れあがってしまいました。え～こんなはずじゃなかったのに！！バイト代を貯めて払った入会金は返してもらえないのかしら～？



高校生のみなさんには……☆

例えば……

みんなで実際にやってみよう、ホンモノの裁判！

～真犯人は本当にこの人？～（裁判員裁判を体験してみる）

「犯人はこの人に間違いないわ！！」 — 自信たっぷりに証言する目撃者A。

被告人Bは思い切り叫びます。 — 「本当に僕はやってないんだよ。信じてくれよー。」

Aは「だって、犯人は黒いシャツに野球帽かぶって、白っぽい自転車に乗って逃げていくのをこの目で見たんですよー。」と言うのです。

果たして、Bは真犯人なのか？みんなで考えてみよう～。



弁護士と一緒に授業をしませんか？

